

さが農村ビジネスサポート事業実施計画の採択基準

1 本事業については、事業実施計画書が提出された後、県農政企画課で計画の内容について、下記の採択基準に基づき、総合的に審査を行い、予算額の範囲内で採択の可否を決定する。

2 事業計画の確認について、判断が難しい場合は、(公財)地域産業支援センター等関係機関にアドバイスを求める場合がある。

○主な審査項目 <農村ビジネス推進対策、農村ビジネス整備対策共通>

項目	内容
計画の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・収支計画は、根拠があり、実現性及び継続性のあるものであるか。・事業に取り組むうえで必要な実施体制が整っているか。・事業に取り組むうえで必要な資金を確実に確保できるか。・施設、機械等の設備整備に取り組む場合は、その費用対効果が適正であるか。・取組を総合的に見て、「ビジネス」として成り立つか。 など
地域への波及効果・貢献度	<ul style="list-style-type: none">・取組の効果が、事業実施主体のみで無く、地域へも影響をもたらす計画であるか。・取組の効果が、県内の他の農村ビジネス実践者へ影響をもたらす計画であるか(県内のモデル事例として)。 など
取組の新規性	<ul style="list-style-type: none">・新規性・独自性のあるアイデアに基づき、地域内にこれまでに無い取組、もしくはこれまでの取組に新たな視点を加えた取組であり、なおかつ実現性が高いか(既存の取組みの単なる継続になっていないか)。 など
その他	<ul style="list-style-type: none">・県内農村ビジネスの推進が期待できる取組が含まれるかどうか。 など